

規制の事後評価書

法令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国内希少野生動植物種の追加

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

評価実施時期：令和7年11月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条に基づく国内希少野生動植物種の63種（一部の種についてはその卵又は種子を含む）の追加指定及びそれに伴う当該種の捕獲等及び譲渡し等の原則禁止（ただし、学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で行う行為は、例外的に許可制）。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①国内希少野生動植物種への追加指定による指定種の絶滅回避	事前評価時	－
	事後評価時	国内希少野生動植物種に追加した 63 種について、指定前はそのうち 62%の種で捕獲圧が種の存続への脅威と指摘されており、無秩序な捕獲が続けられていたが、指定後は捕獲件数を許可制度によりコントロールすることができ（1 種あたり平均 0.9 件／年）、これらの種に対する捕獲圧はほぼ 0 %となり、絶滅の危険性が下がったと評価されることから、追加指定の目的を達成している。

＜負担＞

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許認可等の申請手続に要する費用	事前評価時	－
	事後評価時	年間総件数 90.4 件×1 件あたりの単価 7,765 円＝総費用 701,956 円

注 1) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。
注 2) 許可申請等 1 件あたり、書類作成等に半日（4 時間）程度を要するとして計算。
注 3) 「1 件あたりの単価」は、「賃金構造基本統計調査」における令和元年から令和 5 年の「賃金」平均額（310.6 千円）から算出（310.6 千円÷20 日÷8 時間×4 時間）。

■ 行政費用

		算出方法と数値
①許認可等の申請処理に要する費用	事前評価時	－
	事後評価時	年間総件数 90.4 件×日給単価 20,730 円＝総費用 1,873,992 円

注 1) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。
注 2) 許可申請等 1 件あたり、審査等の手続に 1 人日を要するとして計算した。
注 3) 「日給単価」は、「国家公務員給与等実態調査」における令和元年から令和 5 年の「平均給与月額」の平均額（414.6 千円）を 20 日で割った額。ただし令和元年の同調査の結果は人事院 HP にて公表されていないことから、今回は令和元年の平均給与額は令和 2 年の平均給与額と同額として計算した。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

--	--	--

3 考察

・ 遵守費用及び行政費用の概況については、事前に想定を設定していないが、本評価対象にかかる制度改正によって国内希少野生動植物種に新規指定された 63 種について、それ以前から規制されている種と比較して、特に申請件数が多いわけではなく、また特に申請手続きに困難な調整や多大な時間を要する等の事情もない。したがって、遵守費用及び行政費用のいずれについても、仮に過去の事例等から予め想定を設定されていれば、概ね想定どおりと評価されたものと推察されることから、対応の変更は不要。